

一般社団法人山形県病院薬剤師会準会員規程

(準会員資格)

第1条 本会の準会員は、定款に定める会員以外の薬剤師で本会の目的及び事業に賛同する者で、一般社団法人山形県薬剤師会の会員であること。ただし、山形県内の病院、診療所、介護保険施設に籍を有する者を除く。

第2条 本会に入会しようとする者は、会長に所定の届出をしなければならない。

2 会員で退会しようとする者は、会長に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会する事ができる。

3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。

(会費等)

第3条 準会員は本会所定の会費及び負担金を支払う義務を負う。

2 会費の額は4,000円(年会費)とし徴収方法は特別会員と同じとする。

3 既納の会費及び負担金は理由の如何を問わずこれを返還しない。

4 準会員の会費の納入は本会に直接行わなければならない。

(会員資格の喪失)

第4条 第1条及び第5条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当するときはその資格を喪失する。

(1) 死亡したとき及び失踪宣告を受けたとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 準会員が正当な理由なくして会費の納入を怠り且つ催告に応じないとき

(除名)

第5条 会員に本会の名誉を毀損し又は本会の目的趣旨に反するような行為があったときは、総会の決議を経て除名することができる。ただし、総会は議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第6条 会員が第2条第2項、第4条及び第5条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

(入会等手続き)

第7条 準会員の入会、退会、変更に関する届出は本会に直接行わなければならない。

2 前項による届出の本会会員名簿への登載・修正・削除は本会が届出を受理した日とする。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は理事会において行うことができる。

附則

この規程は、令和3年4月27日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

参考

特別会員と準会員の違いは、日本病院薬剤師会会員資格を有するかどうかの違いであり、その他の権利等に違いは生じない。

薬業連携推進の観点から、準会員の資格に一般社団法人山形県薬剤師会の会員であることを追加。